

トピックス

「令和6年度 最低賃金の動向について」



今年度の最低賃金の引き上げについて、厚生労働省は7月25日に全国平均の最低賃金の目安を時給で50円引き上げるよう答申しました。今後は、各地方最低賃金審議会で、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均は1,054円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は50円（昨年度は43円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引き上げ率に換算すると5.0%（昨年度は4.5%）となります。

最低賃金が1,000円以上になる都道府県

北海道、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、京都府、広島県

都道府県	現在	改定後	都道府県	現在	改定後
北海道	960	1,010	滋賀	963	1,013
青森	898	948	京都	1,003	1,053
岩手	893	943	大阪	1,064	1,104
宮城	923	973	兵庫	1,001	1,051
秋田	897	947	奈良	936	986
山形	900	950	和歌山	929	979
福島	900	950	鳥取	900	950
茨城	953	1,003	島根	904	954
栃木	954	1,004	岡山	931	982
群馬	935	985	広島	970	1,020
埼玉	1,028	1,078	山口	928	978
千葉	1,026	1,076	徳島	896	946
東京	1,113	1,162	香川	918	968
神奈川	1,112	1,162	愛媛	897	947
新潟	931	983	高知	897	947
富山	948	998	福岡	941	991
石川	933	983	佐賀	900	950
福井	931	981	長崎	898	948
山梨	938	988	熊本	898	948
長野	948	998	大分	899	949
岐阜	950	1,000	宮崎	897	947
静岡	984	1,034	鹿児島	897	947
愛知	1,027	1,077	沖縄	896	946
三重	973	1,023			

法改正

「10月より短時間労働者の社会保険加入要件が拡大されます」

2024年10月1日より、**従業員数（厚生年金の被保険者数）が51人以上の会社で勤務**される短時間労働者（パート、アルバイト等）について、以下のすべてにチェックが入る方は社会保険の加入対象となります。

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

check 週の所定労働時間が
20時間以上

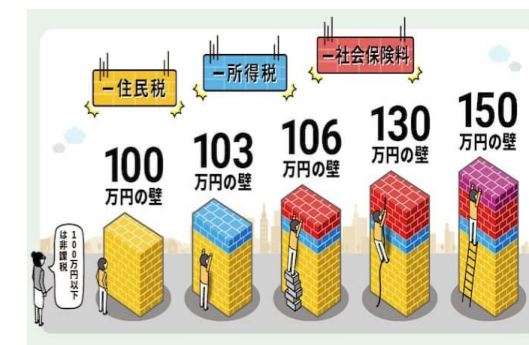
check 所定内賃金が
月額8.8万円以上
※基本給及び手当を指します。ただし、残業代・賞与等を含みません。

check 2ヶ月を超える
雇用の見込みがある

check 学生ではない
※休学中や夜間学生は加入対象となります。

年収130万円未満（月収108,333円未満）であれば、社会保険の扶養に入ることができますが、年収130万円未満であっても、上記に該当する場合には、扶養に入ることが出来ず、勤務先での社会保険加入となります。

現在は、加入要件に企業規模（従業員数）要件がまだありますが、近い将来、企業規模要件が撤廃され、すべての企業で、上記の4つの要件を満たす場合には社会保険の加入対象となる見込です。



《年収の壁 ～税と社会保険～》

税金		社会保険	
100万円	被扶養者が住民税の課税対象となる ※100万円未満とする自治体もあり	106万円	被扶養者について、条件によって社会保険の加入対象 ① 厚生年金保険の被保険者101人以上の企業 ※2024年10月以降は、51名以上へ対象拡大 ② 週所定労働時間20時間以上 ③ 月88,000円以上の収入 ④ 学生でない
103万円	被扶養者が所得税の対象となる		
150万円	扶養者の配偶者特別控除の額が段階的に減額される	130万円	被扶養者が社会保険に加入しなければならない
201万円	扶養者の配偶者特別控除がなくなる		

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

